

栗東市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月21日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 川嶋 恵

令和6年度定期監査結果

1. 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）
行政監査（地方自治法第199条第2項）
（本市の定期監査は従来から行政監査の内容も併せて実施し、便宜上一括して「定期監査」と称している。）
2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し実施した。
3. 監査の対象
議会事務局（議事課）
危機管理局（危機管理課）
市長公室（秘書広聴課、健康運動公園整備事業推進課、企業立地推進課）
政策推進部（広報課、政策調整課、地方創生企画課、情報政策課）
総務部（総務課、人事課、財政課）
市民部（自治振興課、税務課、人権擁護課、ひだまりの家、総合窓口課）
健康福祉部（社会福祉課、障がい福祉課、長寿福祉課、保険年金課、健康増進課）
環境経済部（環境政策課、環境施設整備課、農林課、商工観光労政課）
建設部（都市計画課、住宅課、土木交通課、道路・河川課）
上下水道事業所（上下水道課）
こども家庭局（幼児課、子育て支援課、発達支援課、こども家庭センター）
教育部（教育総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ・文化振興課、
国スポ・障スポ推進課、図書館）
会計課
農業委員会事務局
監査委員事務局
4. 監査の期間 〔事前監査〕 令和6年 9月25日から令和7年1月28日まで
〔本監査〕 令和6年10月21日から令和7年2月26日まで

5. 監査の着眼点

定期監査として財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、また行政監査として財務以外の行政事務全般について、事前監査時に提出を求めた関係資料及び関係書類を基に、事務局による事前監査及び監査委員による本監査を執行し、出席職員から所管業務の執行状況について確認した。

6. 監査の結果

監査の範囲内において、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、及び行政事務全般について、おおむね適正に執行されていると認められ、軽微な事項については監査の過程において関係職員に改善を促した。今後とも、計画的かつ効率的な予算執行と適正な事務処理に努められたい。

なお、所見事項は、以下「別記1（指摘事項）」「別記2（意見）」のとおりである。

7. 所見事項に対する方策報告

(1) 「別記1（指摘事項）」に記している事項については、「令和6年度 定期監査所見事項に対する方策報告」を、指定期日までに監査委員事務局宛に提出されたい。

(2) 「別記2（意見）」に記している事項については、「令和6年度 定期監査所見事項に対する方策報告」の提出は不要であるが、令和7年度の予算執行や行政事務全般に関して、監査委員の意見を参考とされたい。

また、令和7年度の定期監査資料における「令和6年度定期監査所見事項に対する改善措置状況」の提出は不要とする。

【所見事項】

別記1（指摘事項）

健康福祉部

健康増進課

- 時間外勤務について特定の職員に業務が集中し、心身の健康に影響を及ぼすことが危惧される。
単に人員増を求めるのではなく、まずは課内マネジメントとして管理職や係長職が率先して事務分担の見直しを行い、職員間における事務量の均衡について早急に改善されたい。

子ども家庭局

子育て支援課

- 児童館に勤務する児童厚生員が安心して施設間の移動ができるよう、令和3年度から職員個人が所有する自動車を公用扱いとするための保険対応が新規に予算化されたが、令和4年度からすべての児童館に公用車を配置する方針に転換され、新たに6台が各児童館に配備された。

しかしながら、今回の定期監査において当該6台の令和6年4月から9月までの6か月間の使用状況を確認したところ、1台あたりの1か月間の平均走行距離は13.8kmであり、また、内2台については6か月のうち3か月、1度も使用していないことが確認された（監査基準日が10月1日

であることから、4月から9月の6か月間の使用状況を確認した。)

また、事前監査及び本監査で上記事項を指摘した以降の令和6年12月から令和7年2月までの3か月間について、同様に当該6台の使用状況を確認したところ、1台あたりの1か月間の平均走行距離は9.8km、また3か月のうち2か月は1度も使用していない車両があることを確認した。

上記の状況から児童館への公用車配備の必要性は認められず、現在、リースにて配備されている当該公用車6台については、リース契約の解除や契約内容の変更等、早急に措置を講じられたい。

(注) 上記の「公用車」とは、令和4年度から児童厚生員が使用するために児童館(葉山、葉山東、治田、治田西、大宝、大宝西)に配備された公用車6台を指し、令和3年度以前から子育て相談員が使用するために子育て支援センター(金勝、治田東、大宝東)に配備されている公用車3台は含まない。

教育部

学校教育課

- 市内小中学校における不適正会計処理事案については、すでに地方自治法第199条第5項の規定に基づき随時監査を実施したところであり、その監査結果(監査委員意見)として令和6年9月26日付け栗監委第86号で発出した内容については、確実に取り組まれない。

また、今回の監査において、監査資料の記載誤りや質疑応答で回答が不十分な場面が散見された。今後は、監査当日の出席者(原則として係長級以上)、提出資料の内容チェック等、基本的な事前準備を怠ることなく事前監査及び本監査に臨まれたい。

別記2(意見)

議会事務局

議事課

- 議会活動が広く市民に知っていただけるよう、今後もさまざまな取り組みを実施されたい。

危機管理局

危機管理課

- 防犯の取り組みについて、市民の参画意識、協働意識がさらに高まるよう、より積極的な取り組みを実施されたい。

市長公室

秘書広聴課

- 市政功労者の表彰基準の見直しにあたり、各部署に対して推薦漏れがないよう周知徹底を図られたい。

健康運動公園整備事業推進課

- 健康運動公園の整備にあたっては、今後も引き続き情報収集に努め、常に費用対効果を検証しながら推進されたい。

企業立地推進課

- 企業立地に関する相談や協議については、市民から疑問を持たれることがないように今後も努められたい。

政策推進部

広報課

- SNSの活用にあたり、高齢者をはじめ市民の誰もがわかりやすい広報活動に努められたい。

政策調整課

- Nextりっとうプロジェクトは、市政運営や課題解決、また職員の人材育成において非常に有意義であり、今後においても引き続き取り組まれたい。

地方創生企画課

- 職員提案制度について、市政運営への具現化に向けて、より多くの意見や提案が集まるよう職員に働きかけられたい。

情報政策課

- 業務の電子化の推進に伴い、ハード面としてのセキュリティ対策、またソフト面として職員に対する情報セキュリティに関する研修に、引き続き取り組まれたい。

総務部

総務課

- 電子決裁システムの運用にあたり、各部署での事務処理ミスが生じないよう、職員への指導助言に努められたい。

人事課

- 職員の人材育成について、先輩職員が後輩職員に対して、市の業務を単なる事務的な引継ぎではなく、伝承を重視したOJTの強化に努められたい。

財政課

- 公用車の事故防止について、職員への指導に引き続き努められたい。

市民部

自治振興課

- 自治会組織の運用が難しくなっている状況を鑑みて、自治会課題対応プロジェクト会議を通して課題を抽出し、自治会のさらなる負担軽減に繋げられたい。

税務課

- 課税や徴収事務に関する誤りが生じないよう、職員相互の連携強化に一層努められたい。

人権擁護課

- 地区別懇談会の実施にあたって、令和7年度から名称や実施方法が変更となるが、市民にとって混乱が起きないように、自治会に対して丁寧な支援に努められたい。

ひだまりの家

- 部落差別の解消に向けて、今後も継続した取り組みを進められたい。

総合窓口課

- マイナンバーカードの更新をされる市民が今後増えると予想されることから、個人情報については慎重に取り扱われたい。

健康福祉部

社会福祉課

- 生活保護受給者へのケースワークは、心身共に非常に負担が大きい業務である。係や課全体での連携をより強化し、ケースワーカーが孤立することがないように努められたい。

障がい福祉課

- 栗東市手話言語条例、及び栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例について、条例に規定されている市民等の役割、及び事業者の役割に関する周知の強化を図られたい。

長寿福祉課

- 介護保険料の未収金については、強制徴収公債権であることから、回収に向けた取り組みを一層強化されたい。

保険年金課

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録、また国民健康保険や年金制度について、特に高齢者に対しては丁寧な説明や周知に努められたい。

環境経済部

環境政策課

- 合葬墓については、墓地公園管理委員会の意見を踏まえ、引き続き実施に向けた取り組みを進められたい。

環境施設整備課

- 環境センターの施設管理に関して、作業員の受傷事故防止に引き続き努められたい。
また、日々の施設の維持管理に係る契約事務に関しては、引き続き適切な執行に努められたい。

農林課

- 山の施設のあり方については、市民アンケートの結果などを勘案して十分に方向性を検討されたい。

商工観光労政課

- 市内の中小企業振興について、事業者の現状把握は商工会との連携によるものが主とあったが、市独自においても様々な把握する機会があると思われるので、それらを活かして積極的に現状把握に努められたい。

建設部

都市計画課

- 公園に設置の遊具について、引き続き事故防止に努められたい。また、今後の公園のあり方については、地域の状況に応じて有効に活用されるよう検討されたい。

住宅課

- 職員の業務負担軽減の観点から、工事監理の外部発注については引き続き積極的に取り組まれたい。
また、市営住宅未収金の回収には成果をあげられている。今後においても引き続き回収に取り組むと共に、新たな滞納が発生しないよう努められたい。

土木交通課

- くりちゃんバスについては、利用状況の把握はもとより、全国的な先進事例の調査研究を踏まえて、効果的な運用について引き続き検討されたい。

道路・河川課

- 専門的、技術的な業務ノウハウの若手職員への伝承について、引き続き取り組まれたい。

上下水道事業所

上下水道課

- 設計及び積算業務については、引き続き外部委託の活用により、さらなる職員の負担軽減に努められたい。また、専門的な知識や技能を要することから、後継者の育成に引き続き努められたい。

会計課

- 収納や支出に係る会計事務について、課内チェックの徹底により事務処理ミスの防止に努められたい。また、各部署に対しては、会計事務に誤りがないよう引き続き働きかけられたい。

こども家庭局

幼児課

- 保育士の確保について、さまざまな取り組みにより一定の成果を挙げられており、今後も引き続き実施されたい。また、保育料の滞納防止についても、引き続き保護者への丁寧な働きかけに努められたい。

発達支援課

- 市民への相談や支援について、個々の状況に応じた丁寧な取り組みを引き続き進められたい。

こども家庭センター

- 園や学校等との緊密な連携を図り、児童虐待の早期発見に引き続き努められたい。また、児童虐待が確認された際は、児童相談所や警察等の関係機関との連携により、児童の心身のケアに適切に対応されたい。

教育部

教育総務課

- 今後、増加が見込まれる小中学校の空き教室への対応については、各学校の状況に応じて福祉や社会教育分野等とも連携し、当該教室が有効に活用されるよう検討されたい。
また、給食費の滞納防止についても、引き続き努められたい。

生涯学習課

- 警察や青少年育成団体等の関係機関と十分に連携を図り、今後においても少年補導委員の人材確保に努められたい。

スポーツ・文化振興課

- 市内の各施設の利用促進にあたっては、コミュニティセンターとも連携し、さらなるPRに努められたい。

国スポ・障スポ推進課

- 両大会共に、実行委員会が中心となって運営されていることから、委託業務や物品購入等、各種会計事務や契約事務については市の財務規則に準じ適切に執行されるよう、今後においても引き続き実行委員会への指導を徹底されたい。

図書館

- 職員の負担軽減のためのDX化の推進と、職員と利用者、また利用者同士といった人と人とのつながりの両立に向けた館運営に今後においても努められたい。

農業委員会事務局

- 農業委員や農業者との連携により、引き続き遊休農地の解消に取り組まれたい。

以 上